

生活保護費の最高裁判決に伴う追加給付対応について

生活保護費の最高裁判決に伴う追加給付対応について、国の標準スケジュールを踏まえて、以下のとおり実施していく。

1 概要

(1) 給付対象者

- ・平成25年8月から令和8年3月までの間に生活保護を受給し、現在も受給中の世帯（外国人世帯含む）
- ・保護廃止世帯についても対象、世帯主からの申し出により給付
- ・対象者見込み：約1万4,000世帯
- ・中国残留邦人等支援給付受給者も同様に追加給付を実施

(2) 追加給付

- ・基準生活費および加算等に対して追加給付を実施
- ・追加給付額見込み：約7億8,000万円

2 実施体制

外部委託事業者と連携し、以下の体制を整備。

- ・コールセンター：問い合わせ対応（7/1～翌3/31、平日9時～18時）
- ・本庁舎保護第一課に専用窓口：申し出受付、相談対応
- ・追加給付額の算定については委託事業者を活用するとともに、区において算定過程での確認作業を実施
- ・区報、ホームページ、SNSによる周知を実施

3 スケジュール

- | | |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 7月 | コールセンターおよび専用窓口開設
区報7月21日号に周知掲載予定
データ抽出に必要なシステム改修完了、給付額の算定を開始 |
| 8月以降 | 保護廃止世帯申し出受付開始（国で統一的な始期を設定）
順次追加給付を開始
国の方針に従い、保護受給中世帯を優先的に実施（令和8年度中に完了予定） |